

ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業について（概要）

1. ユニバーサルデザインタクシーとは

ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）とは、健康な方はもちろんのこと、足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい「みんなにやさしいタクシー車両」であり、街中で呼び止めても予約してもよい、誰もが普通に使える一般のタクシーである。

【UDタクシー車両イメージ】



2. 背景

タクシーについては、路線バスでは補えない少人数のニーズに対し、きめ細やかな対応が可能な公共交通機関として、今後ともその役割を果たすことが求められている。

こうしたなか、国では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成 23 年 3 月告示）」において、流し営業にも活用されることを想定し、様々な人が利用できる構造となったUDタクシーを含む福祉タクシーを、2020 年度までに約 28,000 台導入するという目標を掲げており、また、交通政策基本法（平成 25 年 12 月 4 日法律第 92 号）に基づく交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、すべての人が参画できる社会を実現するとともに、超高齢化社会におけるスムーズな移動を実現するため、これまでの取組を更に推進していくものとしており、UDタクシー等の導入に対する補助制度を設け、事業者におけるUDタクシー等導入を支援している。

市内のタクシー事業者においても、こうした国の動きに同調し、UDタクシー等の導入を進めているところであり、平成 30 年度からは、函館市においてもUDタクシーの導入に対する支援を行うこととしたことから、国の補助制度を活用するため、平成 30 年度函館市生活交通改善事業計画を策定するものである。

3. 事業の概要

- (1) 計画期間 平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間
- (2) 対 象 者 函館市内に主たる営業所を置くタクシー事業者
- (3) 補助金額 国：車両本体価格に 1 / 3 を乗じて得た額と、1 車両あたりの上限額 60 万円のどちらか低い額
市：国が交付決定した補助金額に 1 / 2 を乗じて得た額